

福祉用具購入の利用のしかた 〈償還払〉

介護保険で、転倒防止や身体への負担軽減を目的とした福祉用具購入の補助が受けられますが、購入後に市役所長寿課に申請をする必要があります。

支給対象となる購入費の上限は同年度につき10万円で、購入費の9割（8割又は7割）が購入後に支給されます（※）。なお、10万円分を複数回に分けて利用することもできます。

介護保険の対象となる福祉用具

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具部分
- 入浴補助用具

※貸与と購入を選択できるもの

- スロープ（可搬型のものを除く）
- 歩行器（車輪・キャスターが付いている歩行車は除く）
- 歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る）

（※）購入例（自己負担が1割の人の場合）

- (1) 10万円の福祉用具を購入した場合
自己負担額 1万円 保険給付額 9万円
- (2) 15万円の福祉用具を購入した場合
自己負担額 6万円 保険給付額 9万円
- (3) 5万円の福祉用具を購入した場合
自己負担額 5千円 保険給付額 4万5千円

（次回の購入以降、支給対象となる購入費の上限は5万円となります。）

なお、自己負担額に1円未満の端数がある場合、切り上げとなります。

問合せ先

長久手市長寿課 介護保険係 電話(0561)56-0613（直通）

利用の手順

1 ケアマネジャーなどに相談します。

* ケアマネジャーがいない場合は、下記へ相談してください。

長久手・東・北小学校区にお住まいの方は

長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター（電話：64-1155）

西・南・市が洞小学校区にお住まいの方は

愛知たいようの杜地域包括支援センター（電話：64-5174）



2 業者から福祉用具を購入し、いったん購入費の全額を業者に支払います。業者は都道府県の指定を受けている必要があります。



3 市役所長寿課（介護保険係）に必要書類を提出します。

<必要な書類>福祉用具購入費支給申請書、領収証、福祉用具のパフレット等



4 市から「償還払支給（不支給）決定通知書」が届きます。

「支給」の場合は後日、購入費の9割（8割又は7割）が支給されます。

「不支給」の場合は、介護保険で福祉用具購入の補助を受けることができません。全額自己負担となります。